

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第2期美幌町自治推進委員会（第9回）
開 催 日 時	平成27年 5月20日（水） 18時30分 開会 19時25分 閉会
開 催 場 所	第1、2議員控室
出 席 者 氏 名	委員 大野委員、齋藤委員、清野委員、早田委員、 疋田委員、村口委員 町 露口まちづくり主幹
欠 席 者 氏 名	旭委員、井上委員、平田委員
事務局職員職氏名	遠藤政策担当主査、小澤政策担当
議 題	1 平成26年度 アクションプランの実施結果について 2 平成26年度 審議会等の会議の公開に関する運用状況について 3 平成26年度 美幌町パブリックコメント手続条例の実施状況結果について 4 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	1名（報道関係者）
会 議 資 料 の 名 称	・美幌町附属機関に関する条例【書類番号1】 ・アクションプラン（平成26年度の実施結果）【書類番号2】 ・美幌町附属機関一覧表【書類番号3】 ・美幌町パブリックコメント手続き条例に係る平成26年度の実施状況結果について【書類番号4】
会議録の作成方針	☒ 録音テープを使用した全部記録
	☐ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録
その他の必要事項	

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
露口まちづくり主幹	開会 始めにご連絡があります。早田会長は出席する予定ですが、仕事の関係で遅れての参加となります。それまでの議事進行については、会長の方から指名があり、「村口委員にお願いしたい」とのことでしたので、議事進行をお願いいたします。それと、旭委員の身内で不幸があり、急遽欠席ということになりました。本日は、5名の委員の出席ではありますが、とりあえず会の方は成立しておりますので、進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。 それでは、村口さん、司会進行をよろしくお願いいたします。
村口委員（代理司会）	挨拶 皆さま、改めまして今晚は。 早田会長が所用で遅れるとのお話から、それまでの間、私が会長の職務を代理させていただきます。 私が急きょ会長代理となりましたのは、皆さまにも配布しております資料で「書類番号1」とあります。美幌町附属機関に関する条例の中の、第7条の第4項にただし書きがあります。特殊な例となりますが、「会長等に事故あるときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理する。」ということから、本日、私が早田会長より急きょ代役をお願いされたという経過でありました。後ほど早田会長が出席されましたらバトタッチしますので、それまでの間、不慣れではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。座らせていただきます。 それでは、次第の3に入ります「副会長の選出」について事務局よりご説明をお願いいたします。
遠藤政策担当主査（説明）	それでは副会長の選出について、ご説明いたします。 ご承知のとおり、先の統一自治体選挙におきまして、自治推進委員会の副会長であります稲垣淳一さんが町議会議員にご当選されました。本日の資料には添付をいたしませんでした、「美幌町附属機関等の設置及び運営に関する指針」第5条において委員の選任が謳われており、第3号で「町職員及び町議会議員は、選任しない。」となっております。また、ご本人からも当選証書をお受け取りになりました4月28日に辞任の申出があったところであります。 そこで、二点のお願いがあります。一点目は、稲垣さんが欠員となりますが、事務局としましては、本年10月8日の任期満了まで9名体制でいきたい考えであります。理由としましては、残任期間が4ヶ月強であること、「美幌町附属機関等の設置及び運営に関する指針」第5条において委員は10人以内とすること、女性の割合が30%以上となるよう努めること、公募選任は20%以上といった要件を全てが満たされていることから、現委員の9名で任期満了までいきたいものであります。 このことについて、一度、村口さんにお諮り頂きたいと思っております。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
村口委員（代理司会）	ただ今、事務局から9名体制の説明がありました、ご意見はありますでしょうか。 ＜質疑なし＞
村口委員（代理司会）	無いようでありますので、まずこの件につきましては、任期満了まで9名体制で進めることでよろしいでしょうか。
委員一同	《異議なし》
村口委員（代理司会）	それでは、二点目の説明を事務局よりお願いいたします。
遠藤政策担当主査（説明）	それでは、二点目としまして稲垣副会長の後任の副会長の選任をお願いしたいものでありますが、任期につきましては前任者の残任期間となり、皆様と同様に本年10月8日までとなります。 それでは書類番号1をご覧ください。黄色いマーカーをいたしておりますが、第7条第2項に「副会長等の選任については、別表に掲げる方法により選任するものとする。」とあり、別表は2枚目に付けております。右側の下にマーカーをしておりますが、委員の選任方法につきましては、※印のとおり委員の互選となっておりますので、この場で皆さんに互選をお願いしたいものであります。 以上、ご説明いたしましたので、よろしくお願いいたします。
村口委員（代理司会）	ただ今、説明のありましたとおり稲垣さんの後任となる副会長の選出についてですが、立候補する方はいらっしゃいますでしょうか。 それでは、私から提案したいのですが、できれば、次回の第3期の自治推進委員会でも参画が期待されます、現在1期目の委員の中から、旭さん、疋田さん、齋藤さん、そして私の4名の中から選んだ方が良いでしょう。そこで、ここは若くて情熱があり、活躍が大いに期待されます齋藤さんをお願いしたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。
委員一同	《異議なし》
村口委員（代理司会）	満場一致で齋藤さんということですので、ここは是非、お引き受け頂きたいと思います。 それでは、齋藤さんに残任期間とはなりますが副会長をお願いすることとなりましたので、よろしくお願いいたします。 簡単に、就任のお言葉を頂きたいと思います。
齋藤委員（就任挨拶）	改めまして、お晩でございます。 ただいま、自治推進委員会の副会長を仰せつかりました齋藤でございます。私のような新参者がこのような立場を引き受けていいのかと思う部分もありますが、このようにご指名をいただけるということは、本当にありがたいお話でございますので、引き続き皆さんに教えていただきながら、支えていただきながら、微力ではありますが、早田会長を補佐できるように頑張ってやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
遠藤政策担当主査 （前項に引き続き）	下段の「協働指針・マニュアルの作成」は本年秋口の完成を目指して、当委員会において啓蒙用資料の作成作業を進めております。 続いて、11ページになります。アクションプラン⑦「総合計画の適正な運用」として、真ん中の「総合計画と他の計画との整合性」につきましては、引き続き、各種計画の策定時において最上位計画となる総合計画との整合性が図られるよう進めることとなります。 続いて、その下「第6期総合計画策定及び検討内容の公表」については、現在、町民主体のみらいまちづくり会議において、精力的に素案づくりに取り組んで頂いておりますが、作成経過につきましては、随時ホームページを通じて情報提供しております。なお、第6期総合計画より行政評価・予算・他計画がリンクする仕組みを構築しております。 続いて、14ページになります。アクションプラン⑨「行政評価システムの再構築」です。上段の「行政評価システムの構築」ですが、事中評価・事後評価を試行しており、また、26年度の事中評価からは新年度予算に反映させる仕組みを取りました。なお、現在の評価シートはエクセルデータで処理しておりますが、本年度中に電算システムに移行することで現在準備を進めております。 続いて17ページになります。アクションプラン⑫「政策法務の推進」でございますが、体制整備についてグループ間で協議中であります。今後、役割分担・連携を図り推進体制の整備を構築して参ります。 続いて、18ページになります。アクションプラン⑬「危機管理体制の整備」であり、一番下の「防災体制の整備」についてですが、24年度以降各種の防災資機材を整備しております。27年度以降は防災無線の更新に係る調査・検討を進めながら、引き続き、防災体制の整備を進めて参ります。 続いて、19ページになります。アクションプラン⑭「公益通報制度の創設」として、「法令遵守推進条例の制定」であります。こちらは26年度実施済み事業となっております。本年の3月定例会において法令遵守に係る条例として「美幌町法令遵守の推進に関する条例」を制定しております。 続いて、21ページになります。アクションプラン⑯「住民への周知」として一番下の「子ども向けパンフレットの作成」であります。こちらは現在、美幌高校の手芸・イラスト部にお願いをし、マンガ版自治基本条例を作成して頂いております。本年の秋までに完成することで鋭意取り組んで頂いております。 以上であります。よろしくお願いいたします。
村口委員（代理司会）	ありがとうございました。それでは、このアクションプランについて、ご質問がありましたらよろしくお願いいたします。 無いようですので、議題(1)についてはよろしいでしょうか。
委員一同	《異議なし》
村口委員（代理司会）	ありがとうございます。 続いて、(2)の「平成26年度 の審議会等と会議の公開に関する運用状況について」をご説明よろしくお願いいたします。

お 発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
遠藤政策担当主査 （説明）	<u>議題（２）</u> <u>平成26年度 審議会等の会議の公開に関する運用状況について</u> では、続きまして、平成26年度審議会等の会議の公開に関する運用状況についてご説明いたします。「書類番号3」をご欄願います。 こちらは、平成25年4月1日に施行しました「美幌町審議会等の会議の公開に関する条例」第8条の規定に基づき、26年度の会議の運用状況を27年度の最初に招集される美幌町自治推進委員会で報告し、公開することとされております。公開につきましては、6月号広報びほろに概略版を掲載し、町ホームページにおいては、今回お配りしております資料を掲載することで準備しており、明日以降ホームページにアップいたします。 では、内容についてご説明いたします。一枚目の表紙は附属機関と協議会の一覧表を示しております。附属機関とは地方自治法(第138条の4の3)に基づき設置できる機関をいいます。 まずは、「1 美幌町附属機関一覧表」であり、法令や条例に基づく附属機関として上の左側の美幌町防災会議含め7つが法令に基づいた必置機関、そして、右の23ヶは条例に基づく任意の設置機関となっています。 続いて、下にあります「2 協議会一覧表」は独自の要綱に基づき設置する協議会8つを掲載しております。附属機関が30機関、協議会が8機関の計38機関となります。 続いて、2枚目の表裏はそれぞれの会議の公開状況をまとめたものです。裏面に公開率を円グラフで示しました。38の機関中23の機関が公開し、非公開の会議が6、未実施が8、公開と一部非公開が1という結果であり公開は6割強を占めております。 次の3枚目以降、横書きの表は開催した会議の詳しい状況を示しております。時間の都合上、一つ一つのご説明は割愛させていただきますが、一番右にあります公開率について、「非公開の会議」と表記しているものが6種類あります。番号の「5の美幌地域3町介護認定審査会」「6の美幌地域3町障害支援区分認定等審査会（こちらは名称が一部変更になっており、以前は3町障害程度区分認定等審査会でありました）、続いて「15の美幌町青少年問題協議会」「23の美幌町町営住宅入居者選考委員会」「24の美幌町教育支援委員会、こちらも名称が一部変更となっており昨年度までは就学指導委員会となっておりました」。こちらの機関については、4ページ目の一番下に※印で説明書きを加えておりますが、美幌町情報公開条例に基づき「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」や「人の生命、身体、財産等などの保護に著しく支障が生ずるおそれのあるもの」とし非公開情報とされるものとなっております。 以上、簡単ではありますが、昨年度の会議の公開・非公開状況を説明いたしました。よろしくお願いいたします。
村口委員（代理司会）	ありがとうございました。それでは、審議会等の会議の公開に関する運用状況について、ご質問がありましたらよろしくお願いいたします。
大野委員 （以下、質疑等）	この非公開の件でお伺いいたします。No.24の「美幌町教育支援委員会」がありますよね、これは支援というのが、色んな面で支援する関係なんですか。
遠藤政策担当主査	支援が必要と思われる子どもの関係です。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
村口委員（代理司会）	他に質問ありますか。
齋藤副会長	非公開の会議の条件は、4ページの下に記載されている※部分というのはわかりましたが、この会議が非公開かどうかの判断をする場所、機関というのでしょうか。
遠藤政策担当主査	そういう判断をする審査会というのはありません。担当の方で十分に判断するということです。
大野委員	開催月日というのは、平成26年度ということですよ。
遠藤政策担当主査	はい、平成26年度中です。
大野委員	開催回数がゼロというのがあるのですが、何でこれはゼロなんですか。
遠藤政策担当主査	案件がなかった。やる必要がなかったということですね。未実施ということですよ。
大野委員	はい、ええ。開催回数（A）というところで、ゼロというのが何箇所かあるの。
遠藤政策担当主査	例えば、「1 美幌町防災会議」とありますが、この年度中は、偶々案件がなく、やらなかったということで、ゼロということですよ。 横書きを見ていただいた方が、よろしいかと。 こちらホームページに全部載せますが、広報びほろには、文言は若干異なりますが、円グラフで簡単に載せようと思っております。詳しくは、ホームページで全て掲載いたします。
清野委員	美幌町農地等集団化事業推進委員会ってあるが、できたのは最近か。
遠藤政策担当主査	前からあると聞いております。
村口委員（代理司会）	他に、ありますか。
	よろしいですか。ありがとうございます。 続いて、(3)の「平成26年度 美幌町パブリックコメント手続条例の実施状況結果について」をご説明よろしく願いいたします。
遠藤政策担当主査 （説明）	<u>議題（3）</u> <u>平成26年度 美幌町パブリックコメント手続条例の実施状況結果について</u> 続きまして、「平成26年度美幌町パブリックコメント手続条例の実施状況結果について」ご説明いたします。こちらは、美幌町パブリックコメント手続条例の第16条におきまして「町長は、毎年1回、各実施機関におけるパブリックコメント手続の実施状況を取りまとめ、美幌町自治基本条例第49条に規定する美幌町自治推進委員会に報告するものとする。」となっており、昨年度に引き続きご報告をするものでございます。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
遠藤政策担当主査 （前項に引き続き）	昨年度は全部で12の案件がありましたが、1の美幌町債権管理条例(案)は昨年度の報告で漏れておりましたので追加し、計13の案件となっております。では、順にご説明いたします。「1 美幌町債権管理条例(案)」です。税をはじめ使用料・保険料などについて、徴収不能な債権などの処理基準を明確にし、適正な債権管理を行うものです。こちらはご意見はありませんでした。 次に「2 美幌町過疎地域自立促進市町村計画(案)」です。平成26年度から人口減少率などの要件に美幌町も合致することから、国の財政上の優遇措置の指定を受けるための計画(案)であります。ご意見として3件頂き内容を簡単に記入しましたが、意見につきましては、今後、新たに策定する次期過疎計画(H28～32)に登載検討することで回答いたしております。 次に「3 美幌町新規就農者の育成に関する方針(案)」です。農家戸数や農業労働力が減少する中で担い手の確保・育成が重要であります。後継者確保と農外からの人材を受け入れることを目的に、新規就農の推進を図ることを目的としたものです。こちらの方針に対する意見はございませんでした。 次に「4 子ども・子育て支援新制度施行に関する関係条例(案)」です。町が新たに認可することとなる施設等の設備・運営に関する基準や、給付の対象となることを確認するための運営に関する基準等を定める条例を制定するものとなっており、1件のご意見を頂いておりますが、保育料の利用者負担については世帯の所得状況その他の事情を勘案して定めることとされ、現在検討しているところであり新制度の施行に向けて準備を進めていきますと回答いたしております。 なお、保育料の算定も国基準の内容に変わり、今までは美幌町も国の基準に右倣えをしていましたが、新制度になり国基準の7割程度まで保育料を下げる軽減を図っております。これは、これまで取り組んだことがない内容であると担当者は話しておりました。また、多子軽減について、保育所では学校に入る前の子が一番目で、一人目は通常保育料ですが、二人目入園児は半額、3人目は無料となっていました。しかし、幼稚園の場合は小学校3年生を頭としてカウントしており、保育所と差が出ていたため、今回、美幌町独自で保育所の頭を小学校3年生まで対象者拡大を行っております。 次に「5 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次一括法)に関する条例制定(案)」です。民生部サイドの案件となり、今まで厚生労働省令等により全国一律に定められていた「地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準」及び「指定地域介護予防支援の事業に関する人員及び運営等の基準」について、平成27年4月までに地方自治体が条例で定めることとなりパブコメしたものです。意見はありませんでした。 次に「6 美幌町自治基本条例の一部を改正する条例(案)」です。町長からの諮問により当委員会で答申したものであります。町としましても委員会の答申を尊重し、自治基本条例の見直しを行ったものであります。答申内容としましては、「総合計画の基本構想に関して議会の議決を経る」としたことを加えるものであり、意見はありませんでした。 次に「7 美幌町法令遵守の推進に関する条例(案)」です。職員の内部告発手続きや外部からの不当要求行為に毅然と対処する体制整備などを条例制定するものであり、意見はありませんでした。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
遠藤政策担当主査 （前項に引き続き）	次に「8 美幌町行政手続条例の一部を改正する条例（案）」です。行政手続法の改正に伴い、美幌町の条例も改正するものであります。意見はありませんでした。 次に「9 第4期美幌町障がい福祉計画（素案）」です。国の指針や北海道の障害福祉計画などと整合性を保ちながら、必要な障害福祉サービスや相談支援並びに地域生活支援事業などの方策を定めた計画であり、意見はありませんでした。 次に「10 第2期美幌町地域福祉計画（案）」です。町は地域住民・関係団体・各事業者等と一体となり、それぞれの役割を果たしながら協働して住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会福祉法に基づき計画を策定し更なる地域福祉の推進を図るための計画であり、意見はありませんでした。 次に「11 高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（案）」です。高齢化の進行を踏まえて、美幌町が取り組むべき高齢者の保健福祉施策を明らかにし、介護保険制度の円滑な運営を計画的に実現するための計画であります。今回策定する計画は高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて構築し、介護予防保険制度を含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進と円滑な実施を目指すものとなっております。意見はありませんでした。 次に「12 美幌町老人福祉寮廃止案」です。美英福祉寮の廃止であります。自治基本条例第13条に町民参加の対象という条文があり、第3号には「町の施設の新設、改良又は廃止の決定について町民の参加を求めることとしていることから、パブコメを行ったものであります。意見はありませんでした。 最後に「13 美幌町子ども・子育て支援事業計画（素案）」です。子ども・子育て支援法の規定に基づき、策定するものであり、意見はありませんでした。 以上がパブリックコメントの実施状況結果であります。よろしくお願いいたします。
村口委員（代理司会）	ありがとうございました。それでは、パブリックコメントについて、ご質問がありましたらよろしくお願いいたします。
遠藤政策担当主査	もし、質問がありましたら、後ほど、次回の会議または郵便でお答えしたいと思います。
清野委員 （以下、質疑等）	意見が出て、変わったということはあるのですか。
遠藤政策担当主査	ありません。次回の計画等で反映させていただくという回答をしております。 例えば、「2 過疎地域の自立促進…」というのには、多くの意見をいただいたのですが、過疎地域を受けるためには、ギリギリなタイムスケジュールでしたので、とりあえず2ヶ年間分。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
遠藤政策担当主査 （前項に引き続き）	総合計画の実施計画に載っているものではないと過疎計画には載せられませんので、第5期総合計画に基づいたものを過疎計画に載せるということでして、意見は将来を見据えたものばかりということで、第6期総合計画に合わせた平成28年度からの過疎計画に十分内容を精査して、載せたいという意見がそれぞれあったということです。 先ほどの説明と重複しますが、もう一つあったのが、「4 子ども・子育て支援」について、意見を頂きましたが、まちの条例案としましては、基本的には反映できる内容ではなかったのですが、利用者負担を極力考えてくださいねというところがありまして、担当者から聞きましたが、保育所と幼稚園との保育料の差があるので、ここを国の7割まで保育料を下げたということです。それで幼稚園と同じような金額となったと聞いております。条例的には意見を反映しなかったのですが、制度として意見を反映したということです。
清野委員	意見を反映したときには、あなたの意見が採用されたというのは出さないのか。
遠藤政策担当主査	やらないです。
大野委員	今の案件は、結局3件しかご意見がなかったのですか。
遠藤政策担当主査	はい、3件です。3件ですけれども、詳細な意見が書かれていました。例えば、産業の振興（認証林事業）だとか、いろいろと書かれていますが、要は経済効果が図れるようにしてほしいですとか、交通通信体系の整備、大正橋が老朽化しているので、架け替えを含めたかたちで検討すべきとか、道路及び歩道の整備については安心・安全のために整備も必要だから考慮してほしい。情報化の推進では、光ファイバーの整備等、今後美幌町が取り残されることのないように、やってくださいというようなことです。
清野委員	パブリックコメントは、誰でも見られるのか。 こういう意見が出ているということ。
遠藤政策担当主査	見られます。
清野委員	そしたら、出された意見に、賛成だとかというのもいいのか。
遠藤政策担当主査	はい、全然構わないと思います。
村口委員（代理司会）	他にありませんか。
齋藤副会長	パブリックコメントをとるということは、町民から幅広く意見を求めたいという意図で行うわけですね。では、提出期間の中で意見がなかったときに、期間を延長したり、また、まちの方から意見を求めるような働きかけをした事例はありますか。

5 発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
遠藤政策担当主査	聞いておりません。 パブリックコメント手続条例は、究極の住民参加なんです。パブリックコメントは、30日以上と設けています。特殊なものとしては、期間を短縮できるものも但し書きであります、1ヶ月（30日）以上、そこで意見がなかったと判断して、追加ということは、やっていないと承知しています。
村口委員（代理司会）	他にありませんか。 無いようでありますので、議題(3)についてはよろしいでしょうか。
委員一同	《異議なし》
村口委員（代理司会）	続きまして、(4)の「その他」でございますが、事務局側では用意がありますでしょうか。
遠藤政策担当主査 （説明）	<u>その他</u> その他としては、前回の会議におきまして協働のパフレットのたたき台について、色々ご意見を頂いているところであります。可能な範囲ではありますが、皆さまから頂いたご意見を反映させたいと考え再度検討しております。皆さまにお見せするにはもう少しお時間を頂きたいと思っております。このため、次回の会議で協働パフレットについてお話し合いたい考えであり、7月か8月頃を予定しますので、よろしくお願いいたします。 以上です。
村口委員（代理司会）	皆さまから何かありますでしょうか。 <質疑なし>
遠藤政策担当主査 早田会長	それでは、会長がみられたので、挨拶をお願いしたいと思います。 皆さま、お晩でございます。 急に仕事が入ってしまい、遅れて申し訳ございません。 また、村口さんには司会進行を務めていただき、感謝申し上げます。 齋藤さんには、副会長を受けていただき、また、良ければ第3期の会長になっていただいて、この会を進行していただければなと思っております。基本的に大変ですが、終わったあとは、巡り巡って、皆さまのため、そして、少しですが自分のために戻ってくるのではないかなと思っております。頭の片隅に、そのことをほんの少し置いて、美幌町のために、お骨を折っていただければなと思っております。 いつも皆さんに助けられて、進めている会議です。感謝申し上げます。 本日は、どうもありがとうございました。
一同	ありがとうございました。

5 発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
村口委員（代理司会） 一同	それでは、これで本日の会議を終了したいと思います、不慣れな進行でありましたことをお詫び申し上げまして会議を終了いたします。 ありがとうございました。 ありがとうございました。